

6 建指第 2002 号
令和 7 年 1 月 29 日

関係団体代表者 様

長野市長 萩原 健司
(建設部建築指導課担当)

令和 7 年 4 月 1 日から道路後退用地の買取り単価を改定します (お知らせ)

平素、本市の建築行政につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、安心安全なまちづくりを推進するため、建築基準法に基づく道路後退用地について、買取りなどにより取得し、道路として整備する事業を行っています。

今年度、道路後退用地の取得に伴う買取り単価の見直しを行った結果、来年度より、一部の用途地域の買取り単価の改定を実施することとなりました。

つきましては、単価の改定に関する資料を下記のとおり送付いたしますので、貴会員の皆様にご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

- 1 改定内容 道路後退用地買取り単価の改定
- 2 実施日 令和7年4月1日の「事前協議書」受付分から適用
- 3 送付資料 別紙チラシ(1部)
- 4 その他 データでの提供希望がありましたら、以下の E-mail へご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

建設部建築指導課道路環境改善担当

担当:小林

TEL 026-224-7493(直通)

FAX 026-224-5124

E-mail shido@city.nagano.lg.jp

令和7年4月1日から道路後退用地の買取り単価を改定します

長野市では、建築基準法に基づく道路後退用地を買取りなどにより取得し、道路として整備する事業を行っています。

安全安心なまちづくりのため、狭あい道路整備事業につきまして引き続きご協力をお願いいたします。

■買取り単価及び実施日

令和7年4月1日の「事前協議書」受付分から、次のとおり買取り単価を改定します。買取り単価はおおむね3年ごとに見直しをしています。

用途地域	円/平方メートル
住居系	6,500円 → 7,000円 (改定)
商業系	16,000円 → (現行のまま)
工業系	6,000円 → (現行のまま)
市街化調整区域	2,500円 → (現行のまま)
飯綱地域	600円 → (現行のまま)
すみ切り部分	それぞれ2倍の金額

■お願い

- ・市との事前協議（「事前協議書」の提出）が必要となります。
- ・「事前協議書」の提出にあたりまして、土地所有者への説明をお願いします。
- ・道路後退の範囲を決めるため、「事前協議書」提出前に道路や水路等と対象となる土地との境界を確定させてください。
- ・道路後退部分に塀や植栽などの障害物がある場合は、土地、建物の所有者または使用者のご負担で撤去していただいております。
- ・道路後退用地の路線状況や土地の関係などからご要望にそえない場合や、手続きに時間を要する場合があります。

【境界立会いに関するお問い合わせ】

「市道、認定外道路（赤線）等」…建設部 監理課（TEL 026-224-8729）

「農道」…農林部 農地整備課（TEL 026-224-5039）

【道路後退整備に関する問い合わせ】

長野市役所 建設部 建築指導課 道路環境改善担当（第二庁舎7階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 TEL 026-224-7493